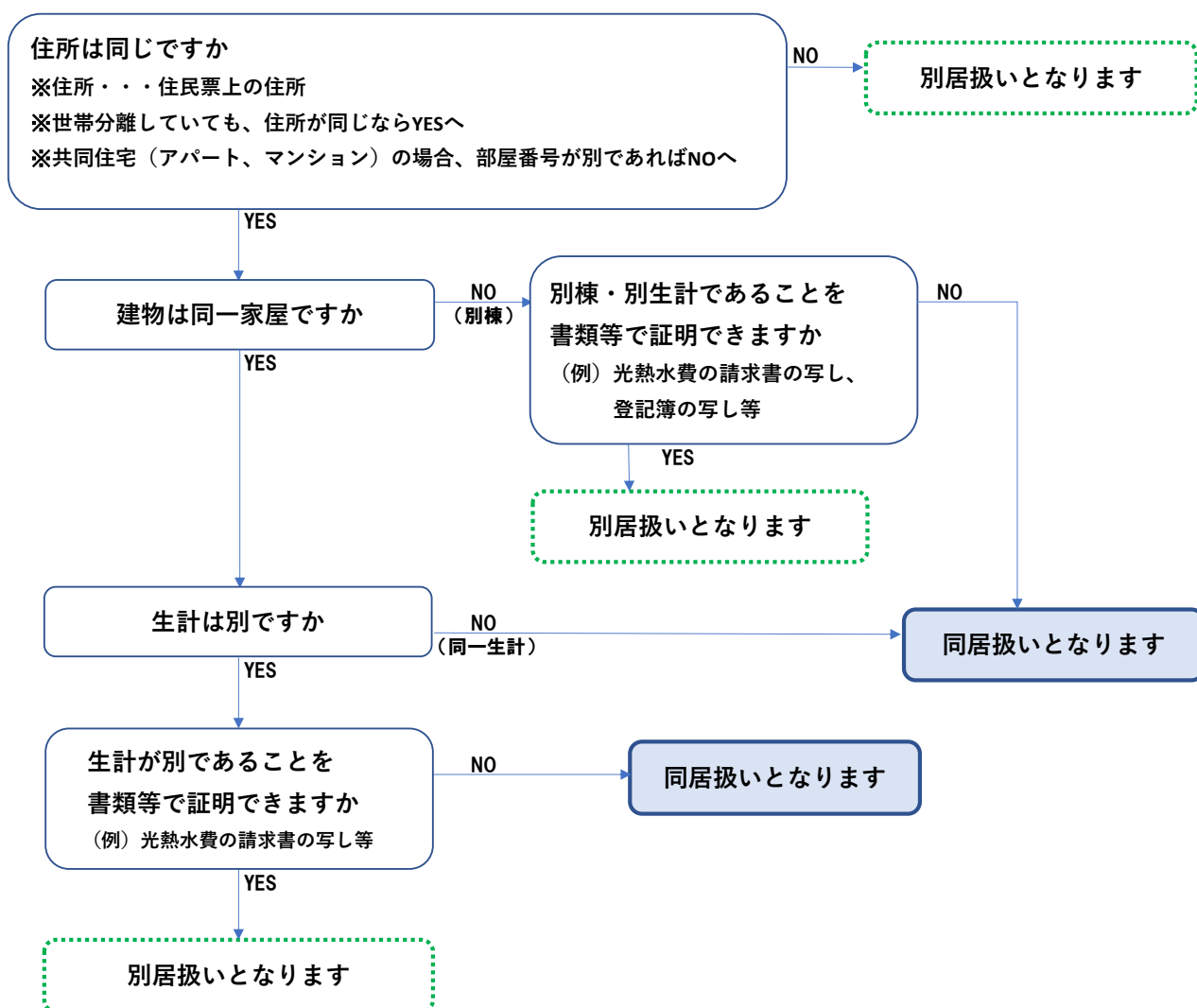


同居・別居確認フローチャート



◎光熱水費等の請求書写しは、同月のものでの提出が必要です。

異なる月の光熱水費請求書では証明になりません

例：6月の電気料金（父）＋6月の電気料金（祖父）…OK
 5月の電気料金（父）＋6月の電気料金（祖父）…NG
 6月の電気料金（父）＋6月の水道料金（祖父）…NG

◎保育を必要とすることを証明するために必要な書類

入所希望児童と同居している父/母/65歳未満の祖父母のものがそれぞれ必要です。

◎保育料の算出について

父母の収入の合計が一般生活認定基準額※に満たない場合、同居する父母以外の扶養義務者の市町村民税所得割額を合算します

(※一般生活認定基準額…郡山市の生活保護の一般生活認定基準表から算出される額)